医療的ケア児(者)実態把握の実施について (案)

1. 目的

第5期障害福祉計画策定にかかる国の基本指針に、「重症心身障害児に対する支援体制の充実」「医療的ケア児に対する支援体制の充実」が掲げられた。

その中で、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように障害児支援等の充実を図る ため、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築が重要と位置づけられ、医療 的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるような協議等の場を設けることとされた。

本市においても、赤穂市障がい者福祉長期計画において、医療的ケアに対応できる施設、重症心身障害児(者)の受け入れが可能な施設の開設に向けて、医療機関と情報交換や連携を図りながら受け入れ 先の確保に向けて取り組んでいくことから、医療的ケアが必要な人の現状の実態把握を実施する。

2. 対象者

医療的ケア児 (者)

- (1) 18歳未満(県調査対象)
- (2) 18歳以上(全体像を把握するため市独自で実施)

3. 実施方法

- (1) 名簿提供可能な関係機関からの情報提供により、社会福祉課から照会する。
- (2) 社会福祉課が把握している情報により照会する。
- (3)協力が得られる関係機関から直接対象者に手渡しする。 ※関係機関=赤穂市教育委員会、赤穂市保健センター、赤穂市民病院訪問看護ステーション、 伯鳳会在宅ケアステーション、赤穂特別支援学校、赤穂健康福祉事務所 等

4. 調査日程等

- (1) 8月中旬 実態把握シート送付
- (2) 9月中旬 実態把握シート回収
- (3) 9月末 件数のみ県に報告